

2015年6月株主総会後 議決権行使結果

2015年9月
みさき投資株式会社

1. 議決権行使結果（対象期間：2014年7月—2015年6月）

	賛成	反対	棄権
会社提出議案			
剰余金処分	92.9%	7.1%	—
定款一部変更	100.0%	—	—
取締役選任(監査等委員を含まない)	97.7%	2.3%	—
監査等委員(補欠監査等委員も含む)	—	—	—
監査等委員選任	100.0%	—	—
補欠監査等委員	100.0%	—	—
監査役選任(補欠監査役選任も含む)	—	—	—
監査役選任	100.0%	—	—
補欠監査役選任	100.0%	—	—
会計監査人選任	—	—	—
退職慰労金支給	100.0%	—	—
役員報酬額改定	100.0%	—	—
役員賞与支給	100.0%	—	—
新株予約権発行	100.0%	—	—
組織再編関連	—	—	—
買収防衛策関連	50.0%	50.0%	—
その他	100.0%	—	—
株主提出議案	—	—	—
合計	97.5%	2.5%	—

2. 議決権行使結果の概況

議決権行使の結果は会社提出議案について賛成97.5%、反対2.5%、棄権はありませんでした。株主提出の議案はありませんでした。

議決権の行使は、事前の対話を通じて経営の「固有解」を尊重しながら、原則として弊社議決権行使ガイドラインに則り行いました。剰余金処分案については、成熟市場における安定成長ステージにあるにもかかわらず、事業リスクに照らして必要以上の現金を保有

し、またその合理的説明も得られなかった企業に対して反対した事案があります。

取締役選任については、社外取締役の資質として相当とは認めにくい候補者に対して反対を行いました。弊社ガイドラインでは社外取締役の資質として経営や財務の知識、及び社内者が多い日本企業の取締役会において時に異論を唱えられる胆力を持った人物であることを期待していますが、本年総会ではそのいずれの点でも不十分と思われる候補の会社提案がありました。コーポレート・ガバナンスコードで2名以上の社外取締役選任が要請され、外部者の登用が増えること自体については歓迎しますが、次年度以降の総会では資質についてもより積極的に議論されることを望みます。

買収防衛策については賛成と反対が半々となりました。弊社ガイドラインでは原則として買収防衛策の導入・更新に反対の姿勢を示しておりますが、対話によりその合理性・透明性が確認できれば賛成する場合もあります。本件については企業担当者との対話により、事業特性に起因して一定期間株価が低迷する可能性があり、その間の買収を防衛することが中長期的な事業の遂行、及び企業価値創造に貢献するとの説明に納得し、これに賛成いたしました。

以上